

そーる訪問看護ステーション運営規程

（事業の目的）

第1条 特定非営利活動法人そーるが開設する、指定訪問看護事業所及び指定介護予防訪問看護事業所（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、要介護状態または要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護または指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、適正な指定訪問看護または指定介護予防訪問看護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 ステーションの看護師等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 そーる訪問看護ステーション

所在地 岡山県倉敷市真備町尾崎8 1 2 番地 1 6

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 ステーションに勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

1 管理者 看護師1名（看護職員と兼務）

管理者は、ステーションの従業者の管理及び指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

2 看護師等 2.5名以上（内1名常勤含む）

看護師等（准看護師を除く）は、（介護予防）訪問看護計画書及び（介護予防）訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護または指定介護予防訪問看護訪問の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月、火、水、金、土曜日とする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び、12月30日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後6時00分までとする。
- 3 電話等により、24時間常時対応が可能な体制とする。

(指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は次のとおりとする。

- 1 病状・障害の観察
- 2 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 3 食事及び排泄等日常生活の世話
- 4 褥瘡の予防・処置
- 5 ターミナルケア
- 6 認知症患者の看護
- 7 療養生活や介護方法の指導
- 8 カテーテル等の管理
- 9 リハビリテーション
- 10 その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 指定訪問看護または指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 1 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護または指定介護予防訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

下記参照

区域	金額
5 kmまで	1 5 0 円
1 0 kmまで	3 0 0 円
1 5 kmまで	4 5 0 円

15 km 以上 1 km 辺り 30 円増しとする。

- 2 死後の処置料は 30,000 円とし、実費負担にて徴収する。
- 3 費用支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした 2 項上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業実施地域は、倉敷市真備町、小田郡矢掛町とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護等は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

（苦情処理）

第10条 管理者は、提供した指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

（事故発生時の対応）

第11条 ステーションは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 ステーションは、サービスの提供に伴って、ステーションの責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 ステーションは、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（個人情報の保護）

第12条 ステーションは、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努める。

2 利用者及びその家族の個人情報の利用に際しては、利用者及びその家族からそれぞれ同意を得るものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じるものとする。

一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

二 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。

三 事業所において、介護職員その他の従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施する。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中及び利用者の居宅において、当該事業所の従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第14条 事業所は、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

1 採用時研修 採用後1ヵ月以内

2 継続研修 年3回

3 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人そーると、ステーシ

ヨンの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年9月1日から施行する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

この規程は、令和4年5月24日から施行する。

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

この規程は、令和5年12月23日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年5月15日から施行する。

この規程は、令和7年12月1日から施行する。